

(様式2)

## 二十一世紀の森の委託業務に関する事業計画書

### 1 管理運営の基本的な考え方

#### (1) 二十一世紀の森の指定管理者を希望する理由

森の役割は水源かん養、地球温暖化の防止、治山等の公益的機能や木材生産の場など多岐に渡っています。一方、森は自然に親しみ、安らぎを感じ、近年は人間性を回復する場として、その効果が言われています。これらを包括的かつ能動的に学ぶ活動を「木育」と言い、幼児から高齢者までを対象とした、生涯にわたる幅広い活動です。木についての様々な体験は、豊かな感性や自然への親しみ、森林や環境問題に対する確かな理解の基礎を育むものです。

「木育」は「知る活動」、「触れる活動」、「創る活動」の3つの活動で代表されます。

今回の公募による指定管理3施設のうち、「森林学習展示館」につきましては、この「木育」の3つの活動のうち「知る（木への理解を深める）」の活動拠点として、活用したいと考えています。

「林業技術工芸実習館」については、「触れる（木と出会う）」をテーマに木材を建築利用のみではなく、生活用具として、木が私たちの生活のなかのいやしを提供できる木工芸という面で活用できることを学んでいく拠点施設にしたいと考えています。

次に全国で初めて整備されたチェーンソーによる伐木トレーニング施設「とっとり林業技術訓練センター」は、林業災害防止の観点から、チェーンソーの技術習得をするために大変重要です。安全意識の向上施設との観点から、関係法規や過去の事故例を学ぶ災害防止教育を徹底する拠点施設として充実させ、新規林業就業者の増加に繋げていきたいと考えています。

さらに「創る（木の良さに気づく）」活動を念頭に、イベントを企画して最大限二十一世紀の森を活用したいと思えます。

これらの構想に立って、私たち「森林・林業・木材」の専門家で構成する「ととりの森を守り木を活かす会（愛称 とっとりもくりん）」はその人材やノウハウを最大限活用し、有識者で構成する運営委員会で多様な意見を伺いながら管理運営を行い、多くの県民に当施設を訪れていただくことにより、ひいては森林・林業の発展・理解に寄与できるものと考えています。

## (2) 管理運営の方針

私たち「とっどりの森を守り木を活かす会」は3施設を上記述べたとおり、「木育」や「災害防止教育」の拠点とするため、以下のとおり、具体化するためのテーマを施設ごとに設けて、管理運営していきたいと考えています。

### ■ 森林学習展示館 >>> (愛称 森と木の展示館)

- ①テーマ：身近な森林の役割（公益的機能〈生物多様性保全、地球環境保全等〉、セラピー等機能、生産の場、生産物〈木材〉の可能性）を学ぶ。
- ②主な対象者：幼児、小・中学生親子、一般県民
- ③具体的方法
  - ・森林の公益的機能を理解していただく展示をする。
  - ・森林の働く場としての意義を理解していただく展示をする。
  - ・木材の用途は単に板や柱などの製材品として利用されるのみではなく、先端加工技術で製造される木質材料（集成材、直交集成板〈CLT〉、単板積層材〈LVL〉等）としても多く利用されていることを理解していただく展示をする。
  - ・木製遊具を配置し、それらで遊びながら情操教育が育まれる「木育の場」を提供する。
  - ・森や木に関する書籍を配備し、自由に利用していただく。
  - ・林業試験場研究員に依頼して、森や木の話をしてもらう。
  - ・カフェ等飲食コーナーの設置や飲食フリーのスペースを設置し、森の散策の後などにくつろげる施設とする。
  - ・民芸（木工芸、陶芸、染め物）作家の展示販売コーナーを設置する。

### ■ 林業技術工芸実習館 >>> (愛称 とっどりウッド・クラフトの館)

- ①テーマ：木工芸作家・愛好家等の工房として活用する。
- ②主な対象者：県民の多くの方々代
- ③具体的方法
  - ・鳥取木材工芸振興会等の拠点としてにぎわい化を進め、木工芸の振興の起爆とする。
  - ・木工芸作家の作品づくりの場として活用する。
  - ・県民を対象とした木工教室を開催する。
  - ・民芸（木工芸、陶芸、染め物等）展を開催する。

### ■ 林業技術訓練センター (G u t H o l z) >>> (愛称 森の達人養成中心)

- ①テーマ：伐木作業を習得するための中核施設とする。
- ②主な対象者：林業の担い手（新規参入者及び指導者）及び常備消防署員、自伐を主とする林家、椎茸原木・薪作りなどでチェーンソーによる伐木作業が必要な方
- ③具体的方法
  - ・指導員により、チェーンソー初心者には基礎目立てからメンテナンス、構造などの基本を習得していただく。

- ・ 伐木技術の習得のため、指導員による実地訓練と座学により関係法規等も併せて習得できるようにする。
- ・ 自家労働で生産を行う森林所有者等に対する伐木の基礎技術の講習を実施する。
- ・ 人命に関わる仕事として、必要とする広域消防隊などにはJLC（日本伐木チャンピオンシップ）参加の特別講師により、緊急時のチェーンソーの取り扱いを指導する。

## ■ イベント

今回の指定管理施設ではない裏山の「二十一世紀の森」を活用し、フィールドワークの場として全世代を通じ、自然と親しむイベントを実施したいと思います。その企画については、運営委員会で今後検討して頂くこととします。

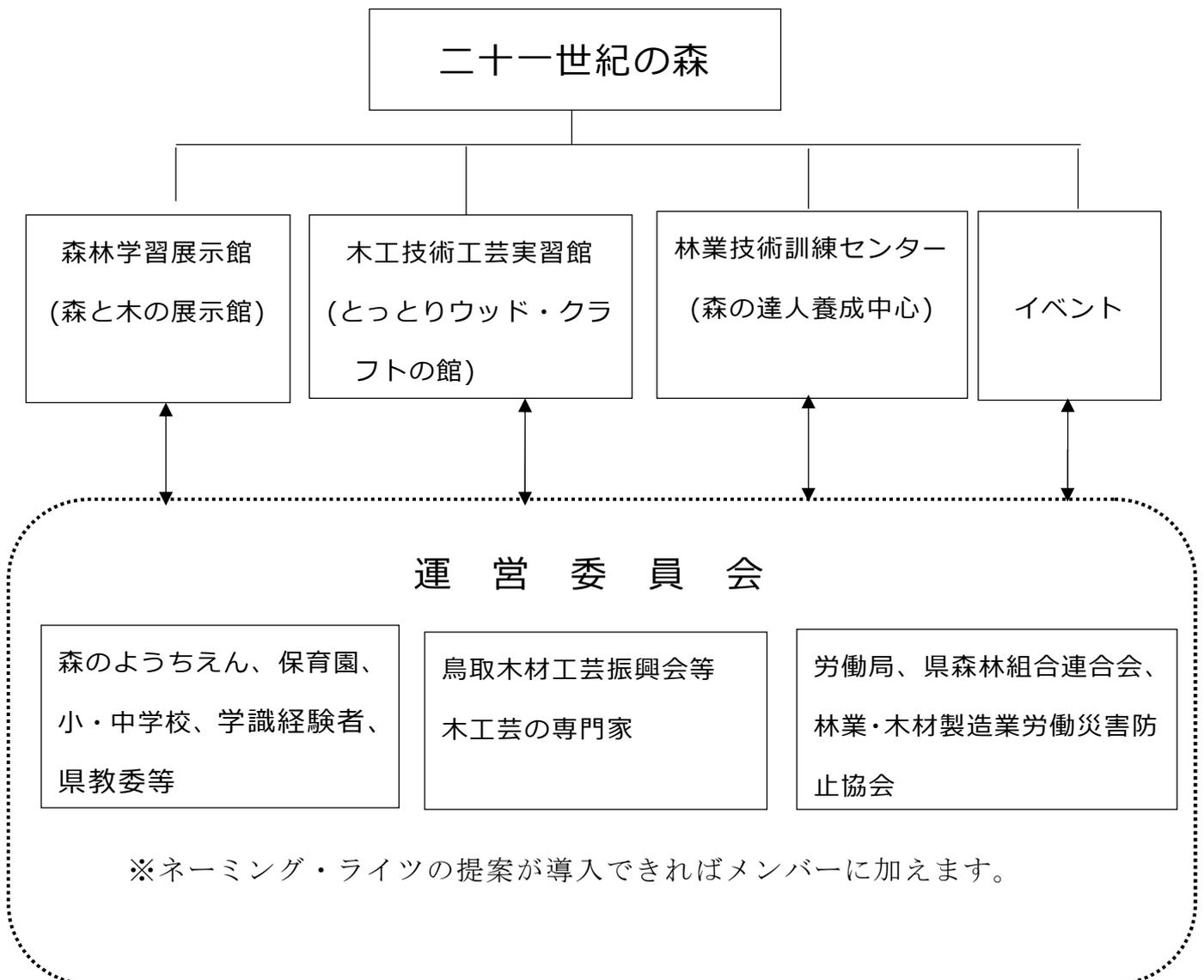
### （３）他の施設管理の実績

該当がありません。

## 2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

### (1) 施設活用の方針

私たちは、下記に示すように関係団体と「運営委員会」を組織し、広く意見を聞きながら、施設の目的を最大限に実現するよう努めます。



(2) 森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業技術の研修に関する業務の取組内容  
 ア 体験学習等

○木工教室

目的：木材の持つやさしさ、暖かさを生かした木工品を製作する

内容：木工芸の専門家が道具の使い方を指導しながら、本棚、椅子など簡単な木製品の製作を行う

実施時期：年2回（春と秋）

募集方法：案内チラシの配布、ホームページ等

募集人員：20名／1回

実施体制：木工芸専門家（鳥取木材工芸振興会会員など）

収支計画等：収入	材料代等	12,000円
支出	材料代	10,000円
	講師料10名（旅費含）	90,000円
	ちらし印刷代	12,500円
	郵送料	9,200円
	封筒代	1,000円
	諸経費	2,000円
	支出計	124,700円
2回分 収入		24,000円
支出		249,400円

イ 林業研修

○グートホルツでのチェーンソー研修

目的と内容：

林業従事者向け、これからチェーンソーを使用する可能性のある方や、チェーンソーを所有している使用頻度が極めて低い方（消防隊員、救急隊員、警察、森林所有者、椎茸生産者等）に対して基本作業について研修を行う

実施時期：6回

募集方法：案内チラシの配布、ホームページ等

募集人員：定員10名／1回

実施体制：グートホルツ指導員

収支計画等：収入	材料代の一部	5,000円
支出	材料代（丸太代金）	16,200円
	講師料（旅費含む）1名	15,000円
	ちらし印刷代	6,250円
	郵送料	4,600円
	封筒代	500円
	支出計	42,550円
6回分 収入		30,000円
支出		255,300円

## ウ イベント

### ○森とのふれあいデイ

目 的：森のようちえん、保育園を招いて、二十一世紀の森とふれあう機会を設ける

内 容：森を散策しながら遭遇する木々と動植物について分かりやすく、おもしろく解説する

実施時期：季節毎に1回（冬を除く）

募集方法：案内チラシの配布、ホームページ等

募集人員：30名／1回

実施体制：学識経験者（博物館学芸員、菌蕈研究所研究員、森林インストラクター等）

収支計画等	収入	保険料等	3,000円
	支出	講師料（旅費含む）	11,000円
		ちらし印刷代	12,500円
		郵送料	9,200円
		封筒代	1,000円
		保 健	3,000円
		諸経費	3,000円
		支出計	39,700円

3回分	収入	9,000円
	支出	119,100円

### （3）サービスの向上策と利用促進に向けた取組み

- ホームページ等を活用して、様々な情報発信を行い、二十一世紀の森の魅力のPRに努めます。またマスコミ等への働きかけを積極的に実施します。なお、ホームページは県のHPに互いにリンクさせます。
- ファンクラブ会員を募って、会員との意見交換をしながら、内容の充実を図ります。
- 学識経験者で構成される「運営委員会」で定期的に意見交換会を開催し、要望等を業務へ反映します。
- 施設内でのアンケート回収箱の設置、利用者への聞き取り等を行い、要望の業務への反映に努めます。

### 3 施設管理

#### (1) 施設設備等の維持管理及び安全・衛生管理に向けた考え方

- 利用者が常に安全で快適に利用していただけるよう、施設内とその周辺は禁煙とします
- 飲食については森林学習展示館でいただけるよう、館内の一角にフリースペースを設けます。併せてお茶のサービスを行います。
- 周辺の見回り、清掃を日常的に実施します。
- 施設内のトイレ、展示館は毎朝清掃し、利用者に不快感を与えないようにします。
- 利用者から施設への要望（補修、改良）があった場合は速やかに県に報告し、協議・対応を行います。

#### (2) 外部委託の考え方

- 外部委託する場合には、原則、県内業者へ発注します。また、業者の選定に当たっては過去の実績等を加味し、3者程度の見積を徴収して行います。
- 委託する業者に対し、当方（施設管理者）との事前打合せ等を入念に行わせ、作業工程表等の提出、並びに仕様書に沿った点検・管理・事後の責任の確認のため、写真管理を義務づけます。
- 作業完了時には施設管理者と完成確認を実施し、結果を県に報告します。

### 4 開園時間及び休園日

開園時間は午前9時から午後4時30分まで、休園日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を基本とします。

但し、災害時、異常気象時には県と速やかに協議を行い、緊急時には臨時閉館など状況に応じた対応をします。

なお平日の休園日については、勤務形態等を勘案して、本年度中に県と再協議します。

## 4-1 利用料金の考え方と設定内容

### ア 利用料金の考え方

現行の料金（下表のとおり）を継続することとします。

名称	単位	金額
伐倒反復訓練装置	1時間あたり	40円
枝払い訓練装置	1時間あたり	110円
風倒木伐採訓練装置	1時間あたり	160円
キックバック装置	1時間あたり	40円

- イ 新たなサービス付加等により、新たに利用料金設定するものについて  
林業技術工芸実習館の備品（糸のこ、木工ろくろ）の使用料は低料金で利用者から徴収（100円/1台・1h）したい。

## 4-2 利用料金の減免

### ア 減免基準の考え方

現行の減免基準（以下のとおり）とします。

#### 全額免除

公益上の理由により（例：県が主催する研修、イベント等）、機械器具を使用するとき。

### イ 新たに減免基準を作成するものについて

募集要項2の（2）のイの（カ）に記載の場合について全額免除とします。

- ・身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者又は精神障害者保険手帳の交付を受けた者が利用するとき。
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者が利用するとき。
- ・上記の者の介護を行う者が当該介護のために利用するとき。

## 5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

### （1）火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

○火災予防として、施設内及び周辺は禁煙とします

○警備会社から連絡があった場合はすみやかに、施設管理者が対応します。

### （2）緊急時の体制・対応

事故、事件が発生した場合、施設管理者は県と密に連携し、関係部署直ちに連絡するなど、速やかに対応します。

### （3）利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情等については、内容を把握し、解決に向かって速やかに対応します。

## 6 個人情報保護等への対応

### (1) 個人情報の保護への対応

- 個人情報の入った書類（施設利用申込書など）の保管は鍵のついたロッカー等で管理します。破棄する場合は、シュレッダーにて裁断し、情報漏洩を防止します。
- 「個人情報取扱い誓約書」を作成し、総括責任者、以下、スタッフ全員が記名し、個人情報保護の高揚に努めます。

### (2) 情報の公開への対応

情報公開開示請求があった場合、県と協議し、積極的に情報を公開します。

## 7 利用者等の要望の把握及び対応方針

- 下記方法により利用者の要望を把握します。
  - ・ホームページで利用者の意見を聞き取る
  - ・アンケートで利用者（個人、団体、イベント参加者）から要望を聞き取る
  - ・電話、ファクシミリ、メールによる要望の受付
- 対応方針として、利用者から提出された要望について県と協議し、具体的な対応を決定します。決定された対応はホームページ等で公開します。

## 8 二十一世紀の森の委託業務に関する収支計画書

別紙（様式3）二十一世紀の森の委託業務に関する収支計画書（全体）

別紙（様式3-1）平成31～35年度二十一世紀の森の委託業務に関する収支計画書（年度別）

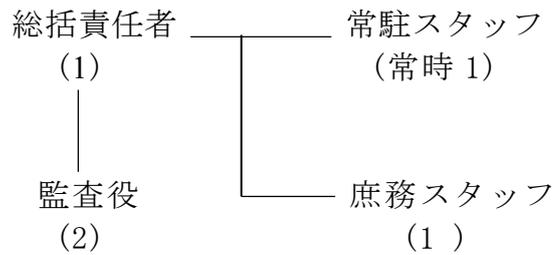
## 9 法人等の財政基盤・経営基盤

別紙（様式4）法人等の概要について

添付資料：申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

## 10 組織及び職員の配置等

### (1) 管理運営の組織



(2) 職員の職種等

職種 (職名)	雇用 関係	月勤務 日 数	担当する業務内容	資格等の 取得内容	人件費 (千円)
総括責任者	非常勤	6	業務の総合調整	林業に関係 する大学の 修了者	810
庶務スタッフ	常 勤	6	収支状況の管理	経理の資格 保有者	810
常駐スタッフ	常 勤	21	来園者対応、日常の 清掃 (館内・周辺)		2,700
常駐スタッフ	非常勤 (交替)	5	来園者対応、日常の 清掃 (館内・周辺)		432
常駐スタッフ	非常勤 (交替)	5	来園者対応、日常の 清掃 (館内・周辺)		432
常駐スタッフ	非常勤 (交替)	1	来園者対応、日常の 清掃 (館内・周辺)		87
計					5,271

(3) 現在二十一世紀の森施設の管理運営に従事している職員の継続雇用に関する方針

現在、二十一世紀の森施設の管理運営に従事している県非常勤職員のうち継続雇用の要望がある場合は配慮します。

(4) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職 名		
		施設責任者	常駐スタッフ	庶務スタッフ
森林学習展示館事務室	8:30～17:15	△	○	△

○：専任で対応

△：指定管理者の本拠地で対応

#### (5) 人材育成

- ・ 接遇、人権等に関するビデオ研修を受講する。
- ・ 必要な資格（防災士など）取得を支援する。

#### (6) 障がい者又は高齢者の雇用計画

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者						
	計					
高齢者	総括責任者	非常勤	6日	業務の総合調整	1	
	計				1	

### 1 1 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況 (募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間)

いずれも指導等はありません

### 1 2 委託、工事請負の発注予定

(1) 発注予定

種別	内容	期間	金額 (概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
委託	清掃業務	年間	190 千円	県内	林試の受託業者と随意契約	
委託	ゴミ(可燃・不燃)処理	年間	29 千円	県内	林試の受託業者と随意契約	
委託	ホームページ作成・管理	年間	100 千円	県内	ホームページ作成者と随意契約	

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

未定です。

### 1 3 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

ア 常用労働者数 45.5 人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(平成30年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障がい者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が 45.5 人未満の事業者であり、

障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。

(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

男女共同参画推進企業に認定されていない。

その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

### (3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）

#### I種又はII

#### 種規格認証等

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

ISO14001、TEAS I種又はII種規格に基づく環境管理システムについて

認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）

認証登録されていない。

その他の環境配慮に関する類似規格の認定登録等を受けている。（登録証の写し：別添）

### (4) あいサポート企業等の認定

(注) あいサポート企業等：あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日第201100000830号）により認定された企業又は団体  
[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

あいサポート企業等に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

あいサポート企業等に認定されていない。

その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

## 14 その他の計画等

## (1) 管理業務の移行計画

当方が二十一世紀の森の指定管理者に決定した場合、直ちに移行準備に着手します。

- ・ 県（農林水産部林政企画課・林業試験場）との調整
- ・ スタッフ等の確保
- ・ 監査役の選任
- ・ 学識経験者、木工芸専門家等との確保、調整
- ・ 業務遂行上必要な書類・様式の作成
- ・ ホームページの作成準備他

## (2) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

別紙 「鳥取県立二十一世紀の森の管理運営に関する共同企業体協定書」

## (3) その他

- ・ 貸与予定備品は整備後に貸与をお願いします。
- ・ 駐車場を2台分借り受けたいが、管理施設に近い所を割り当ててください。（例えば「林業技術工芸実習館」～「グートホルツ」の前付近）
- ・ 林業技術工芸実習館の備品（糸のこ、木工ろくろ）の使用料は低料金で利用者から徴収（100円／1台・1h）したい。
- ・ 「森林学習展示館」の展示施設の全面的なリニューアルを今年度中に専門業者に委託して実施していただきたい。
- ・ ネーミング・ライツは2～3社合同での導入を交渉中です。